

岩手県告示第10号

屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）第27条第1項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

令和5年1月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 講習会の日時及び場所

(1) 日時 令和5年2月9日午前10時から午後4時10分まで及び同月10日午前10時から午後5時まで（2日間）

(2) 場所 都南公民館3階 第1研修室

2 受講手続 受講申請書及び添付書類を令和5年1月6日から同年2月3日までに岩手県屋外広告美術業協同組合に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県屋外広告美術業協同組合又は岩手県県土整備部都市計画課に問い合わせること。